

判定料金表

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 省エネ適合性判定業務判定料金（課税対象）

1. 業務区域 : 全国
2. 対象建築物等 : 延べ床面積 300 m²以上の非住宅建築物及び複合建築物（非住宅部分 300 m²以上に限る）
3. 当社へ建築確認の併願申請がある建築物の省エネ適合性判定審査判定料金は、下記の表内の価格とします。

◆ 単独用途の建築物 ①～④の用途区分の適用については別表 3 による。

※ 価格は消費税を含んだ総額表示です。

(税込) 単位 : 円

適合性判定 対象面積	モデル建物法以外		モデル建物法	
	用途		用途	
	①	②	③	④
	右記以外	工場等	右記以外	工場等
0 m ² ～1,000 m ² 未満	428,000	328,000	168,000	80,000
1,000 m ² ～2,000 m ² 未満	498,000	398,000	198,000	92,000
2,000 m ² 以上 ～3,000 m ² 未満	548,000	448,000	248,000	110,000
3,000 m ² 以上 ～4,000 m ² 未満	598,000	498,000	298,000	138,000
4,000 m ² 以上 ～5,000 m ² 未満	648,000	548,000	348,000	162,000
5,000 m ² 以上 ～10,000 m ² 未満	698,000	598,000	398,000	198,000
10,000 m ² 以上 ～20,000 m ² 未満	798,000	698,000	498,000	228,000
20,000 m ² 以上 ～50,000 m ² 未満	980,000	880,000	598,000	280,000
50,000 m ² 以上 ～100,000 m ² 未満	1,080,000	980,000	698,000	348,000
100,000 m ² 以上	別途見積		別途見積	

◆ 複数用途の混在する建築物

モデル建物法以外	モデル建物法
当該申請建築物における建築確認申請書第 4 面に記載された各々用途について、 上記「単独用途の建築物」料金表内より算出した合計×0.8の額とする	

4. 省エネ適合性判定を単独申請(他機関で建築確認を申請)の場合は、表内の価格×1.5の額とします。
5. 敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとに省エネ適合性判定通知書が必要となります。
6. 届出の対象となる住宅等を含む複合建築物は、行政送付等の事務手数料として 11,000 円を加算します。
7. 低炭素認定、性能向上計画認定(建築物省エネ法 35 条)、大臣認定を取得している場合は、本申請は不要です。(当該認定書の写しを建築確認申請に添付ください)
8. BELS 併願申請済の場合(BELSに係る技術的審査の併願申請の図書が、省エネ適合性判定に係る審査用提出図書と同一の内容の場合または同一の内容を含む場合)の省エネ適合性判定審査判定料金は、11,000 円とします。
9. 軽微変更該当証明書及び計画変更に関わる省エネ適合性判定審査判定料金は、当初建物の適合性判定対象面積の 1/2 が判定料金算定面積になります。
10. 建築物の増改築の場合の省エネ適合性判定審査判定料金は、既存及び増改築部分の合計面積が判定料金算定面積になります。
11. 省エネ適合性判定通知書の再発行料は 1 件 5,000 円とします。
12. 上記料金適用が著しく不合理であると当社が認めた場合は別途見積とします。

別表3 省エネ適合性判定料金表 用途区分

令和6年4月1日

用途	コード	確認申請書第四面に記載される用途	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1
	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模物販モデルの複合建築物
	08070	幼稚園	幼稚園モデル,講堂モデル※2
	08080	小学校	学校モデル,講堂モデル※2
	08082	義務教育学校	学校モデル,講堂モデル※2
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	学校モデル,講堂モデル※2
	08100	特別支援学校	学校モデル,講堂モデル※2
	08110	大学又は高等専門学校	大学モデル,講堂モデル※2
	08120	専修学校	学校モデル,講堂モデル※2
	08130	各種学校	学校モデル,講堂モデル※2
	08132	幼保連携型認定こども園	幼稚園モデル
	08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル (図書館)
	08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル (博物館)
	08152	美術館その他これに類するもの	集会所モデル (博物館)
	08180	保育所その他これに類するもの	幼稚園モデル,講堂モデル
	08380	体育館又はスポーツの練習場 (前項に掲げるものを除く。)	集会所モデル (体育館)
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	集会所モデル (社寺)
①	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	福祉施設モデル
③	08190	助産所 (入所する者の寝室があるものに限る。)	総合病院モデル
	08192	助産所 (入所する者の寝室がないものに限る。)	クリニックモデル
	08210	児童福祉施設等 (建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	福祉施設モデル
	08220	児童福祉施設等 (入所する者の寝室がないものに限る。)	事務所モデル
	08230	公衆浴場 (個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	集会所モデル (浴場施設)
	08240	診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)	総合病院モデル
	08250	診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)	クリニックモデル
	08260	病院	総合病院モデル
	08270	巡査派出所	・住宅を兼ねない：事務所モデル
	08270	巡査派出所	・住宅を兼ねる：住宅+事務所モデル (複合建築物)
	08290	郵便法 (昭和22年法律第165号) の規定により行う郵便の業務の用に供する施設 (郵便局)	事務所モデル
	08300	地方公共団体の支庁又は支所	事務所モデル
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	事務所モデル
	08370	ポーリング場	集会所モデル (ポーリング場)
	08370	スケート場	集会所モデル (体育館)
	08370	水泳場	集会所モデル (体育館)
	08370	スキー場	集会所モデル (体育館)
	08370	ゴルフ練習場	集会所モデル (体育館)
	08370	バッティング練習場	集会所モデル (体育館)

用途	コード	確認申請書第四面に記載される用途	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1
① ③	08390	マージャン屋	小規模物販モデル
	08390	ぱちんこ屋	集会場モデル（ぱちんこ屋）
	08390	射的場	小規模物販モデル
	08390	勝馬投票券発売所	集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	08390	場外車券売場その他これらに類するもの	集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	08390	カラオケボックスその他これらに類するもの	集会所モデル（カラオケボックス）
	08400	ホテル又は旅館ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル
	08400	ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル
	08410	自動車教習所	学校モデル
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	小規模物販モデル
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（08438に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住宅地域及びその周辺の地域で生産された農作物の販売を主たる目的とするものを除く。） 売り場面積1000㎡以上	大規模物販モデル
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（08438に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住宅地域及びその周辺の地域で生産された農作物の販売を主たる目的とするものを除く。） 売り場面積1000㎡未満	小規模物販モデル
	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住宅地域及びその周辺の地域で生産された農作物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	飲食店モデル
	08452	食堂又は喫茶店	飲食店モデル
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	小規模物販モデル
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所モデル
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（以下2項に掲げるものを除く。）	小規模物販モデル
	08470	事務所	事務所モデル

用途	コード	確認申請書第四面に記載される用途	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1
① ③	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	集会所モデル（体育館）
	08530	劇場、演芸場	集会所モデル（劇場）
	08530	映画館	集会所モデル（映画館）
	08540	観覧場	集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	08550	公会堂	集会所モデル（劇場）
	08550	集会場	集会所モデル（体育館）
	08560	展示場	集会所モデル（体育館）
	08570	料理店	飲食店モデル
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	飲食店モデル
	08590	ダンスホール	集会所モデル（アスレチック場）
	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場	ビジネスホテルモデル
	08600	ヌードスタジオ	集会所モデル（劇場）
	08600	のぞき劇場	集会所モデル（劇場）
	08600	ストリップ劇場	集会所モデル（劇場）
	08600	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	ビジネスホテルモデル
	08600	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗	小規模物販モデルその他これらに類するもの
	08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 売り場面積1000㎡以上	大規模物販モデル
	08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 売り場面積1000㎡未満	小規模物販モデル
08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店	飲食店モデル	
08650	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	小規模物販モデル	
② ④	08340	工場（自動車修理工場を除く。）	工場モデル
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	工場モデル
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	堆肥舎を除き工場モデル（堆肥舎は－）
	08350	自動車修理工場	工場モデル
	08510	倉庫業を営む倉庫	工場モデル
	08520	倉庫業を営まない倉庫	工場モデル
	08610	卸売市場	工場モデル
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	工場モデル
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	工場モデル
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	工場モデル

用途	コード	確認申請書第四面に記載される用途	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1
事前 協議	08280	公衆電話所	－
	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	－
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道のために供する施設で大臣の指定するもの。）	－
	08420	畜舎	－
	08490	自動車車庫	－
	08500	自転車駐車場	－
	08990	その他	－
	対象外	08010	一戸建ての住宅
08020		長屋	同上
08030		共同住宅	同上
08040		寄宿舎	同上
08050		下宿	同上